

上越市第3次地域福祉計画の体系(案) 説明

基本目標1 一人ひとりの想いを受け止め、社会からの孤立を防ぐための体制を強化します

◆基本施策(1)： きめ細かい相談・支援体制の強化

第2次計画	第3次計画	第2次と第3次 の比較	基本施策 取組の方向性・概要(案)見直し理由
基本施策 取組の方向性・概要	基本施策 取組の方向性・概要(見直し案)		
① 相談体制の強化	① 相談体制の強化	踏襲	<ul style="list-style-type: none"> ・現状において、市内11の地域包括支援センターで高齢者、障害のある人、生活困窮者、ひきこもりなどの相談に対応している。 ・各地域包括支援センターが相談対応を行う中で、複合的な課題を抱えるケースや長期に渡り関わり続ける必要があるケースなど、様々な案件への対応が必要となっている。 ・様々な案件へ対応できるよう、相談に関わる職員の育成や職員数の見直しなど現状を強化・充実していく必要があることから、①、②の項目は変更せずに掲載したい。
② 生活困窮者支援の充実	② 生活困窮者支援の充実	踏襲	
③ 子どもの貧困対策	③ 子どものセーフティネットの強化	変更	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回会議で説明した市長公約を実現するための8つのプロジェクトのうち「子育てプロジェクト」の中で、ヤングケアラーや子どもの貧困、不登校など特別な支援が必要な子どもの発見、居場所づくりへの対応等について『子どものセーフティネットの強化』と整理がされた。 ・福祉計画においても子どもの貧困だけでなく、ヤングケアラーなど様々な事案への対応を掲載する必要があることから、第2次計画の「子どもの貧困対策」を「子どものセーフティネットの強化」に変更して掲載したい。
④ 助けを求めることができる市民意識の向上	④ 相談窓口の周知と市民の活用の啓発	変更	
⑤ 相談窓口の周知			

基本目標1 一人ひとりの想いを受け止め、社会からの孤立を防ぐための体制を強化します

◆基本施策(2)： 地域における見守り活動の充実

第2次計画	第3次計画	第2次と第3次 の比較	基本施策 取組の方向性・概要(案)見直し理由
基本施策 取組の方向性・概要	基本施策 取組の方向性・概要(見直し案)		
① 子どもや高齢者を対象にした見守り活動の継続	① 子どもや高齢者を対象にした見守り活動の継続	踏襲	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、実施している関係機関等との連携などによる見守り活動を継続していく必要がある。 ・第2次計画と同様に第3次計画に掲載したい。
② 障害のある人や子育てをしている人などへの見守り活動の推進	② 障害のある人や子育てをしている人などへの見守り活動の推進	踏襲	

基本目標1 一人ひとりの想いを受け止め、社会からの孤立を防ぐための体制を強化します

◆基本施策(3)： 健康づくりの推進に向けた自発的な取組の促進

第2次計画	第3次計画	第2次と第3次 の比較	基本施策 取組の方向性・概要(案)見直し理由
基本施策 取組の方向性・概要	基本施策 取組の方向性・概要(見直し案)		
① 健康づくり活動の推進	① 生涯を通じた切れ目のない生活習慣病予防・介護予防の推進	変更	<ul style="list-style-type: none"> ・第2次計画では「①健康づくり活動の推進」として、成人の生活習慣病対策への取組、「②子どもの頃からの生活習慣病予防の取組の推進」として児童・生徒への取組を位置付けていた。 ・第3次計画では、乳幼児期から成人期、高齢期を通じて生活習慣病対策を行い、要介護状態となる方を減らすよう取組を進めるため、「①生涯を通じた切れ目のない生活習慣病・介護予防の推進」として掲載したい。
② 子どもの頃からの生活習慣病予防の取組の推進			
③ 自殺予防の取組の推進	② 自殺予防対策の促進	変更	<ul style="list-style-type: none"> ・自殺者数が増加傾向にある現状を踏まえ、より積極的に取組を進めるため「②自殺予防対策の促進」として掲載したい。

基本目標1 一人ひとりの想いを受け止め、社会からの孤立を防ぐための体制を強化します

◆基本施策(4)： 生きがい・居場所づくりの推進と社会参加の促進

第2次計画 基本施策 取組の方向性・概要	第3次計画 基本施策 取組の方向性・概要(見直し案)	第2次と第3次 の比較	基本施策 取組の方向性・概要(案)見直し理由
① 地域における居場所づくりの推進	④ 障害のある人の地域における居場所づくりの推進	変更	・第2次計画「①地域における居場所づくりの推進」は、子どもと障害のある人の居場所に関する取組を位置付けていた。 ・子どもの居場所については、前述の基本施策(1)きめ細かい相談・支援体制の強化「③子どものセーフティネットの強化」に整理することから、ここは「④障害のある人の地域における居場所づくりの推進」として、障害のある人に特化した形で掲載したい。
② 高齢者の介護予防や生きがい・居場所づくりの推進	① 高齢者の介護予防や生きがい・居場所づくりの推進	変更	・「②高齢者の介護予防や生きがい・居場所づくりの推進」は今後も継続して取り組む必要がある。 ・第2次計画と同様に第3次計画に掲載したい。
③ 外出機会の確保	② 外出機会の確保	踏襲	・第2次計画では、対象者として高齢者と障害のある人を位置付けていた。 ・第2次計画と同様に第3次計画に掲載したい。
④ 高齢者や障害のある人等の雇用機会の確保	③ 障害のある人の雇用促進・就労支援	変更	・現状において、シルバー人材センターやハローワークで高齢者の雇用機会等が確保されていることから、ここは障害のある人に特化して掲載したい。 ・雇用促進と就労支援については、一緒に推進するものであるため、一つの項目としてまとめ、「③障害のある人の雇用促進・就労支援」としたい。
⑤ 高齢者や障害のある人等の就労支援			

基本目標1 一人ひとりの想いを受け止め、社会からの孤立を防ぐための体制を強化します

◆基本施策(5)： 権利擁護の推進

第2次計画 基本施策 取組の方向性・概要	第3次計画 基本施策 取組の方向性・概要(見直し案)	第2次と第3次 の比較	基本施策 取組の方向性・概要(案)見直し理由
① 権利擁護が必要な人への取組の推進	① 成年後見制度の利用促進 ② 子どもの権利の尊重と保障に関する施策の推進	変更	・第2次計画では「権利擁護が必要な人への取組の推進」として、成年後見制度と子どもの権利に関する取組を位置付けていた。 ・第3次計画では「①成年後見制度の利用促進」、「②子どもの権利の尊重と保障に関する施策の推進」の2つに分けて掲載することで、より具体的に計画に反映していきたい。
② いじめ、児童虐待、障害者虐待、高齢者虐待等の発生予防と早期発見、早期対応	③ いじめ、児童虐待、障害者虐待、高齢者虐待等の発生予防と早期発見、早期対応	変更	・今後も現在の取組をしっかりと継続していく必要があるため、第2次計画と同様に掲載したい。

基本目標1 一人ひとりの想いを受け止め、社会からの孤立を防ぐための体制を強化します

◆基本施策(6)： 再犯防止の推進

第2次計画 基本施策 取組の方向性・概要	第3次計画 基本施策 取組の方向性・概要(見直し案)	第2次と第3次 の比較	基本施策 取組の方向性・概要(案)見直し理由
	① 更生保護関係団体等との連携及び活動の支援	新規追加	・平成28年12月に成立、施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」において、都道府県及び市町村に対して地方再犯防止推進計画を策定することが努力義務とされた。 ・市町村が策定する計画については、政策的に関連の深い地域福祉計画など他の計画と一体的に策定することも可能とされていることから、第3次計画に掲載することとした。
	② 更生保護に関する取組の広報・啓発活動の推進		

基本目標2 一人ひとりの出番を創出し、地域で支え合うまちづくりを推進します

◆基本施策(1)：個性や多様性を認め合う市民意識の向上

第2次計画	第3次計画	第2次と第3次の比較	基本施策 取組の方向性・概要(案)見直し理由
基本施策 取組の方向性・概要	基本施策 取組の方向性・概要(見直し案)		
① 地域の一員として認め合う市民意識の向上	① 地域の一員として認め合う市民意識の向上	踏襲	・現在、取り組んでいる人権に関する相談体制の充実や差別を解消するための教育及び啓発活動について、今後も継続していく必要がある。 ・第2次計画と同様に掲載したい。
② 人権意識の確立に向けた教育の推進	② 人権意識の確立に向けた教育の推進	踏襲	

基本目標2 一人ひとりの出番を創出し、地域で支え合うまちづくりを推進します

◆基本施策(2)：地域福祉活動の促進

第2次計画	第3次計画	第2次と第3次の比較	基本施策 取組の方向性・概要(案)見直し理由
基本施策 取組の方向性・概要	基本施策 取組の方向性・概要(見直し案)		
① 民生委員・児童委員、主任児童委員への活動支援等	① 民生委員・児童委員、主任児童委員への活動の支援や委員の充足等	一部追加し踏襲	・地域住民の身近な相談相手であり、支援が必要な人と関係機関とのつなぎ役である民生委員・児童委員、主任児童委員の活動を今後も継続して支援する必要があるほか、現在、定員割れしている状況の改善に向けて取り組む必要があるため、「委員の充足」を追加し掲載したい。…委員意見反映
② 地域福祉活動における出番の創出	② 地域福祉活動における出番の創出	踏襲	・地域福祉活動を促進させていくため、高齢者や障害のある人等の出番の創出を引き続き実施していく必要があるため、第2次計画と同様に掲載したい。
③ ボランティア・NPO等の活動支援	③ ボランティア・NPO等の活動支援	踏襲	・市民活動や地域コミュニティ活動への協力等を行うボランティアや NPO 等の活動を今後も継続して支援していく必要があるため、第2次計画と同様に掲載したい。

基本目標2 一人ひとりの出番を創出し、地域で支え合うまちづくりを推進します

◆基本施策(3)：地域における支え合い体制の充実・上越市版地域包括ケアシステムの構築定着

第2次計画	第3次計画	第2次と第3次の比較	基本施策 取組の方向性・概要(案)見直し理由
基本施策 取組の方向性・概要	基本施策 取組の方向性・概要(見直し案)		
① 地域における支え合い体制の充実	① 地域における支え合い体制の充実	踏襲	・地域づくりに欠かすことのできない地域における支え合い体制の充実に向けた取組を、今後も継続して実施していく必要があるため、第2次計画と同様に掲載したい。
② 上越市版地域包括ケアシステムの構築	② 上越市版地域包括ケアシステムの深化	変更	・市内11の地域包括支援センターにおいて高齢者、障害のある人、生活困窮などの相談に対応する体制は構築されたことから、この体制をしっかりと定着させる必要がある。 ・今後は関係機関等が連携して支援に当たる重層的な支援体制の構築に取り組む必要があることから、第3次計画では「システムの構築」を「システムの深化」と改めて掲載したい。

基本目標3 一人ひとりの生活を支える基盤づくりを推進します

◆基本施策(1)：個人に寄り添った福祉サービスの提供

第2次計画 基本施策 取組の方向性・概要	第3次計画 基本施策 取組の方向性・概要(見直し案)	第2次と第3次 の比較	基本施策 取組の方向性・概要(案)見直し理由
① 個性を尊重した障害者福祉サービスの提供	① 個性を尊重した障害者福祉サービスの提供	踏襲	・現在進行中の「上越市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」に基づき、障害のある人一人ひとりの個性を尊重したサービスの提供等について位置付けている。 ・福祉の最上位計画として、第3次計画においても同様に位置づけていくため、第2次計画と同様に掲載したい。
② 高齢者福祉サービスの提供	② 高齢者福祉サービスの提供	踏襲	・現在進行中の「上越市第7期介護保険事業計画・第8期高齢者福祉計画」に基づき、医療・介護・福祉などの多様な職種の連携を軸とした包括的な支援サービスの提供等について位置付けている。 ・福祉の最上位計画として、第2次計画と同様に第3次計画に掲載したい。
③ 母子保健事業の充実	③ 母子保健事業の充実	踏襲	・現在進行中の「上越市健康増進計画」に基づき、妊婦検診や乳幼児健診、予防接種などを通じた母子保健の充実について位置付けている。 ・福祉の最上位計画として、第2次計画と同様に第3次計画に掲載したい。
④ 子育て世帯への支援	④ 子育て世帯への支援	踏襲	・保護者が子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう、様々な支援策を位置付けている。 ・第3次計画では、子育て等に関する計画である「上越市子ども・子育て支援総合計画」を位置付けていきたい。 ・福祉の最上位計画として、第2次計画と同様に第3次計画に掲載したい。

基本目標3 一人ひとりの生活を支える基盤づくりを推進します

◆基本施策(2)：情報提供体制の充実と情報入手に係る支援

第2次計画 基本施策 取組の方向性・概要	第3次計画 基本施策 取組の方向性・概要(見直し案)	第2次と第3次 の比較	基本施策 取組の方向性・概要(案)見直し理由
① 福祉サービスに関する情報提供体制の充実	① 福祉サービスに関する情報提供体制の充実	踏襲	・広報上越や市のホームページ、福祉サービスに関する各種ハンドブックなど様々な媒体を活用し、市民が必要な時に必要な情報が容易に入手できる体制について位置付けている。 ・サービス等の利用が必要な人へもれなく情報が提供できる体制を充実させていくことは継続して取り組むべきものであり、第3次計画においても同様に位置づけていくため、第2次計画と同様に掲載したい。
② 情報の取得が困難な人への情報入手支援	② コミュニケーションに困難を抱え情報の取得等が困難な人への情報入手支援	一部追加し踏襲	・「障害により、音声による情報共有ができない」など、様々な理由により情報の取得が困難な人も必要な情報が入手できる体制を今後も継続して整備していく必要がある。 ・第2次計画を踏襲しつつ、情報の取得だけでなく、もう少し幅広くコミュニケーションというくくりでの対応を図っていくこととした。
③ 職員対応要領に基づく適切な対応	③ 職員対応要領に基づく適切な対応	踏襲	・合理的配慮が広く求められている中、市職員が模範となって行動できる体制の整備に今後も継続して取り組んでいく必要がある。 ・第2次計画と同様に第3次計画に掲載したい。

基本目標3 一人ひとりの生活を支える基盤づくりを推進します

◆基本施策(3)：安心して暮らせる環境の整備

第2次計画	第3次計画	第2次と第3次 の比較	基本施策 取組の方向性・概要(案)見直し理由
基本施策 取組の方向性・概要	基本施策 取組の方向性・概要(見直し案)		
① 地域における生活基盤づくり	① 地域における生活基盤づくり	変更	<ul style="list-style-type: none"> ・ライフスタイルや生活状況に合わせて希望する施設等で生活できるよう、計画的に施設整備を進めるため、第2次計画と同様に第3次計画に登載したい。 ・令和3年に災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者について個別避難計画を作成することが市町村の努力義務とされた。 ・市長の公約プロジェクトの一つ「防災プロジェクト」においても、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の実効性を高めるための取組を今後、実施していくこととしていることから、これまで「①地域における生活基盤づくり」の中に含めていたものを分けて、新たな項目として登載したい。
	② 災害時における避難行動要支援者の支援体制の整備		
② 地域医療体制の充実	③ 地域医療体制の充実	踏襲	<ul style="list-style-type: none"> ・上越地域医療センター病院の改築、市内病院や診療所等との地域医療連携体制の一層の充実を位置付けており、今後も継続した取組を実施していくことから、第2次計画と同様に第3次計画に登載したい。